

# 官報

号外 昭和三十三年十二月二十二日

## 第三十回 参議院會議録第五号

昭和三十三年十二月二十二日(月曜日)  
午前十一時三十二分開議

### 議事日程 第五号

昭和三十三年十二月二十二日  
午前十時開議

第一 満糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 公共用水域の水質の保全に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 工場排水等の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、明詔を省略いたします。

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 西田 隆男君  
地方行政委員 仲原 善一君

法務委員 館 哲二君  
高橋進太郎君

同 山本 利寿君  
近藤 鶴代君

同 鈴木 万平君  
杉原 荒太君

同 林田 正治君  
梶原 茂嘉君

同 青木 一男君  
松野 鶴平君

農林水産委員 本多 市郎君

同 安井 謙君

同 堀木 鎌三君

同 前田佳都男君

同 横山 フク君

同 佐野 廣君

同 森 八三一君

同 島村 軍次君

同 榑木 鎌三君

同 本多 市郎君

同 青木 一男君

同 安井 謙君

同 横山 フク君

同 松野 鶴平君

同 林田 正治君

同 梶原 茂嘉君

同 鈴木 万平君

同 杉原 荒太君

同 館 哲二君

同 近藤 鶴代君

同 仲原 善一君

同 高橋進太郎君

同 山本 利寿君

同 西田 隆男君

同 佐野 廣君

同 山本 利寿君

同 前田佳都男君

同 島村 軍次君

同 森 八三一君

同 予算委員

同 議院運営委員

同 農林水産委員

同 農工委員

同 商工委員

同 通信委員

同 建設委員

同 予算委員

同日建設委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 前田佳都男君(武藤常介君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

文教委員会に付託

国民健康保険法案

社会労働委員会に付託

国民健康保険法施行法案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出)

去る十八日委員長から提出した左の調査承認要求に対し議長は、去る十九日これを承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 運輸事情等に関する調査

一、目的 陸運、海運、航空、観光並びに気象業務の実情を調査し、これらの運営及び組織等の改善強化に資する。

一、方法 政府並びに民間関係者から実情を聴取するとともに資料を収集し、且つ必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十八日

運輸委員長 大倉 精一

参議院議長松野鶴平殿

同日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、去る十九日これを承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 高知県集団暴行事件実地調査

一、派遣委員 大川 光三 北村 暢

一、派遣地 高知県

一、期間 十二月二十二日から二十七日までのうち四日間

一、費用 概算二〇、八〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十條の二により要求する。

昭和三十三年十二月十八日

法務委員長 野本 品吉

参議院議長松野鶴平殿

去る十九日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

司法試験法の一部を改正する法律案

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防凍住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。



べきである旨が述べられ、他に発言もなく、討論を終り、採決に入り、まず、東委員提出の修正案を問題にし、賛成少数で否決され、次に、原案全部を問題にし、賛成多数で、この法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)  
 ○議長(松野鶴平君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。八木幸吉君。

〔八木幸吉君登壇、拍手〕  
 ○八木幸吉君 私は本案に反対でございます。その理由の第一は、本案が何らの根本的対策とならずして、滞貨を増加し、かえって蚕糸等の将来に悪影響を与えるからであります。

本案は、保管会社の生糸または乾繭買入れ限度を五十億円増額して、二百億円となし、夏秋蚕のうち三百万貫を千二百円で買入れんとするものであります。しかしながら、夏秋蚕の値ぎめは、すでに全国を通じて八割以上、平均買当り千円見当で済んでおり、新たに共同保管乾繭に対し千二百円で値ぎめをすれば、すでに値ぎめのみならず、繭は残らず、金は余る結果となります。春繭でさえ十八億円余っておりますのであります。さらに、生糸の棚上げについて考えてみますと、現在、政府手持ち生糸の数量は四万九千五百俵であり、現行法で保管会社が買入れ、来年五月末政府が肩がわりする高は、百三十二億円、生糸換算六万一千俵、また改正案によって予定の通り繭が買えれば、生糸換算三万俵、合計すると十四万五千俵が棚上げする計算になります。この数字は、本年の

生糸の年産額三十一万俵の四割五分三厘、生糸年間需要予想高の二十六万俵の実に五割四分に当るのであります。かくのごとく本案は、現在の巨額の棚上げにさらに拍車をかけるものであります。

第二の反対の理由は、本案が、国費、血税を浪費する結果となることでもあります。前述の通り、百三十二億円の買入れ分と前年度から繰り越した分の合計約十一万俵の棚上げ生糸の相場で計算いたしますと、四十二億円の損失となり、さらにこのほかに金利、倉敷料等の国庫負担額は、年間約二十六億円になるのであります。生糸価格にして年産五百億円、繭の値にして三百数十億の規模の蚕糸業に対して、国庫より三百億円を支出し、六十億円の損失を来とし、実需年額の五割以上に及ぶ棚上げ滞貨を作つて、しかも、何ら抜本案とならざる血税の乱費は、無謀と言ふよりほかございませぬ。蚕糸業の根本対策は、実勢と遊離した高値政策ではなくして、絹織物の原料としての適格性を持つ、味のある、腰の強い生糸のための品種の改良であり、養蚕、製糸の合理的コストの引き下げであり、絹加工業者、問屋、輸出商との一致の努力であり、また、海外における思い切つた消費の宣伝、販路の開拓であります。かくしてこそ初めて、化学繊維の脅威、中興、イタリヤとの競争にも耐え得るのであります。現在世界の生糸消費高の全織維に対する比率はわずかに千分の二にすぎず、抜本的対策さえ講じますならば、その前途は悲観する必要はございませぬ。来年度の桑園の整理改植の予

算は七億四千八百万円、品種改良と生糸の海外需要増進等の費用に至つては、わずかに一億三千数百万円にすぎないのであります。価格支持政策のため巨額の国費を浪費する実情を考えあわせるときに、真に政府が蚕糸業の恒久的繁栄を考慮しているかどうか、疑わざるを得ないのであります。私は、政府の反省を促します、私の反対討論を終るものであります。(拍手)  
 ○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
 ○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、公共用水域の水質の保全に関する法律案、日程第三、工場排水等の規制に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
 〔異議なしと稱ふ者あり〕  
 ○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長田畑金光君。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕  
 公共用水域の水質の保全に関する法律案  
 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
 昭和三十三年十二月十八日  
 衆議院議長 加藤謙五郎  
 参議院議長 松野鶴平殿  
 (小字及び一は衆議院修正)

公共用水域の水質の保全に関する法律案  
 公共用水域の水質の保全に関する法律

目次  
 第一章 総則(第一条―第三条)  
 第二章 水質基準(第四条―第十条)  
 第三章 水質審議会(第十一条―第十八条)  
 第四章 和解の仲介(第十九条―第二十三条)

附則  
 第一章 総則  
 (目的)  
 第一条 この法律は、公共用水域の水質の保全を図り、あわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資するため、これに必要な基本的事項を定め、もつて産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(水質の保全)  
 第二条 何人も、公共用水域及び地下水の水質の保全に心掛けなければならない。  
 (定義)  
 第三条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路(公共下水道及び都市下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び都市下水道をいう。以下同じ。))を除く。をいう。  
 2 この法律において「水質基準」とは、工場若しくは事業場(工場排水等の規制に関する法律(昭和二年法律第 号)第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。)、鉱山(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。)、水洗炭業(水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。))に係る事業場、公共下水道又は都市下水道から次条第一項に規定する指定水域に排出される水(以下単に「排水」という。の汚濁(放射線を発生する物質による汚濁を除く。以下同じ。))の許容限度をいう。

れる水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路(公共下水道及び都市下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び都市下水道をいう。以下同じ。))を除く。をいう。  
 2 この法律において「水質基準」とは、工場若しくは事業場(工場排水等の規制に関する法律(昭和二年法律第 号)第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。)、鉱山(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。)、水洗炭業(水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。))に係る事業場、公共下水道又は都市下水道から次条第一項に規定する指定水域に排出される水(以下単に「排水」という。の汚濁(放射線を発生する物質による汚濁を除く。以下同じ。))の許容限度をいう。

第二章 水質基準  
 (調査基本計画)  
 第四条 経済企画庁長官は、次条第一項及び第二項に規定する指定水域の指定及び水質基準の設定の円滑な実施を図るため、公共用水域の水質の調査に関する基本計画(以下「調査基本計画」という。)を立案し、水質審議会の議を経て、これを決定する。これを改正しようとするときも、同様とする。  
 2 経済企画庁長官は、前項の規定により調査基本計画を定め又は変更したときは、これを公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により調査基本計画を定め又は変更したときは、これを公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

(指定水域及び水質基準)

第四條 経済企画庁長官は、公共用水域のうち、当該水域の水質の汚濁が原因となつて関係産業に相当の損害が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響が生じているもの又はそれらのおそれの高いものを、水域を限つて、指定水域として指定する。

2 経済企画庁長官は、指定水域を指定するときは、当該指定水域に係る水質基準を定めなければならない。

3 前項の水質基準は、第一項の指定の要件となつた事実を除去し又は防止するため必要な程度をこえないものでなければならない。

4 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、水質審議会の議を経なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(意見の聴取)

第五條 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(公示等)

第六條 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めるときは、当該指定水域及び水質基準を公示するとともに、その旨を関係行政機関の長に通知しなければならない。これらを変更するときは、同様とする。

2 指定水域の指定及び水質基準の設定並びにこれらの変更は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

第九條 排出水を排出する者は、当該指定水域に係る水質基準を遵守しなければならない。

(遵守義務)

第十條 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第十一條 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、協力を求めることができる。

第十二條 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、経済企画庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第十三條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることのできる。

第十四條 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、学識経験のある

第三章 水質審議会

(水質審議会)

第十三條 経済企画庁に、水質審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、経済企画庁長官の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 調査基本計画の決定及びその変更に関する事項。

二 指定水域の指定及びその変更に関する事項。

三 水質基準の設定及びその変更に関する事項。

四 前二号に掲げるもののほか、公共用水域の水質の調査その他公共用水域及び地下水の水質の保全に関する事項に関する事項。

第十五條 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十人以上を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、経済企画庁長官が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

者のうちから任命された委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第十六條 審議会の庶務は、経済企画庁調整局において処理する。

第十七條 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九條 工場若しくは事業場から公共用水域に排出された水又は工場若しくは事業場から公共用水域に排出される水の処理に伴つて生

じた物で工場若しくは事業場から公共用水域に廃棄されたものによつて生じた水質の汚濁による被害(鉱毒及び水洗炭素の施業による被害を除く。)について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立をすることができる。

第二十条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び工業、農業、水産業その他の産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第二十一条 都道府県知事は、第十九条の規定による申立があつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、一の紛争に係る申立が二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

した物で工場若しくは事業場から公共用水域に廃棄されたものによつて生じた水質の汚濁による被害(鉱毒及び水洗炭素の施業による被害を除く。)について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立をすることができる。

第二十条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び工業、農業、水産業その他の産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第二十一条 都道府県知事は、第十九条の規定による申立があつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、一の紛争に係る申立が二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

(仲介員の任務)

第二十二条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(関係行政機関の協力)

第二十三条 都道府県知事は、当該仲介員から請求があつたときは、

関係行政機関の長に対し、仲介のため必要な資料又は技術的知識の提供、技術的判断その他必要な協力を求めることができる。

附則

- この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 指定水域の指定及び水質基準の設定に関すること。

十九の三 公共用水域の水質の保全に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

第七号に次の一号を加える。

十 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和 年法律 第 号)の施行に関すること。

第十四条第一項の表中肥料審議会等の項の次に次のように加える。

水質審議会	公共用水域の水質の保全に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を行うこと。
-------	---

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

工場排水等の規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

工場排水等の規制に関する法律案

工場排水等の規制に関する法律案

目的

第一条 この法律は、製造業等における事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にすることに、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

定義

第二条 この法律において「製造業等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)及びガス供給業並びにこれらに類する事業であつて政令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「特定施設」とは、製造業等の用に供する施設のうち、汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)を排出するものであつて政令で定めるものをいう。

第四条 この法律において「汚水処理施設」とは、特定施設から排出される汚水等を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

第五条 この法律において「工場排水等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

第六条 この法律において「公共用水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和 年法律

第 号)第三条第一項に規定する公共用水域をいう。

第七条 この法律において「水質基準」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第三条第二項に規定する水質基準をいう。

第八条 この法律において「指定水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第四条第一項に規定する指定水域をいう。

第九条 特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用水域の水質の保全に心掛けなければならない。

第十条 (特定施設の設置等の届出) 工場排水等を指定水域に排出する者は、特定施設を設置し、又は変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く)は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類の

四 特定施設の設置又は変更に関する計画

五 特定施設の使用の方法

六 汚水等の処理の方法

七 工場排水等の水質

八 その他主務省令で定める事項(経過措置)

第十五条 一の水質が指定水域となつた際現に特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む)は、以下この条において同じ。)であつて工場排水等を当該指定水域に排出するもの又は一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者であつて工場排水等を指定水域に排出するものは、当該水域が指定水域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、前条各号(第四号を除く)に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

(特定施設の使用の方法等の変更の届出)

第十六条 第四条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四号第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、工場排水等の水質の変更を伴わない場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 特定施設の使用の方法又は汚水等の処理の方法

二 工場排水等の水質

(汚水等の処理の方法の計画の変更等の命令)

第十七条 主務大臣は、第四条又は前条の規定による届出があつた場合において、当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、汚水等の処理の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

主務大臣は、第四条の規定による届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によつては当該工場排水等の水質を当該水質基準に適合させることが著しく困難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、特定施設の使用又は変更に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十八条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは変更し、又は特定施設の使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更してはならない。

主務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(使用開始の届出)

第十九条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は汚水処理施設を設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第四条又は第五条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四号第一号、第二号若しくは

は第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(承継)

第十一条 第四条又は第五条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第四条又は第五条の規定による届出をした者については相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第四条又は第五条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

第十二条 主務大臣は、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その工場排水等を指定水域に排出する者に対し、期限を定めて、汚水等の処理の方法の改善、特定施設の使用の一時停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(水質の測定)  
第十三条 工場排水等を指定水域に排出する者であつて政令で定めるものは、主務省令で定めるところ

により、その工場排水等の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(立入検査)

第十四条 主務大臣は、指定水域の水質の保全を図るために必要な限度において、その職員に、工場排水等を指定水域に排出する者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、特定施設、汚水処理施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第十五条 主務大臣は、公共用水域の水質の保全を図るために必要な限度において、特定施設を設置している者に対し、その特定施設の状況、汚水等の処理の方法又は工場排水等の水質に関し報告をさせることができる。

(国の援助)

第十六条 国は、汚水処理施設の設置を促進し、公共用水域の水質の保全に資するため、汚水処理施設の設置又は改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(技術の研究)

第十七条 主務大臣は、特定施設から排出される汚水等の処理を適切にするため、これに関する技術の

研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(異議の申立)

第十八条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立をすることができ、ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

第十九条 主務大臣は、前条の異議の申立があつたときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十条 主務大臣は、前条の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(主務大臣)

第二十一条 この法律において主務大臣は、特定施設の種類ごとに政令で定めるところにより、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は運輸大臣とする。

2 この法律において主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令とする。

(権限の委任)  
第二十二条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)  
第二十三条 第七条第一項若しくは第二項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五条又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第一項の規定に違反した者

三 第十三条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第九条、第十条又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(運輸省設置法の一部改正)  
2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第十五号及び第五十一条第一項第十五号中「流通及び消費の増進、改善及び調整」を「流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に関する事業」に改める。

第二十八条第一項第十四号中「生産の下に」及び「生産に関する事業」を加える。

(地方税法の一部改正)  
3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 工場排水等の規制に関する法律(昭和 年法律 号)第二条第一項に規定する製造業等の公共の被害防止のためにする同条第三項に規定する汚水処理施設

○田畑金光君登壇、拍手  
ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、公共用水域の水質の保全に関する法律案について申し上げます。

この法案は、汚濁水規制についての各種行政法規に対する基本法的な地位を占めるものでありまして、その要旨は次の通りであります。

すなわち、第一は、経済企画庁長官が、河川とか湖沼とかのいわゆる公共用水域のうち、水質の汚濁について、一定の要件を備え、問題の多い水域を、指定水域に指定するのであります。この指定水域に排出される水の汚濁度をどの程度まで許すかという許容限度を、水質基準として、同じく経済企画庁長官が定めなければならぬことになっております。

この水質基準は、汚濁水規制の各種行政法規の運用統一の基本ともなるべきもので、この水質基準設定並びに指定水域の指定については、各方面の学識経験者及び関係行政機関の職員よりなる水質審議会の議を経なければならぬことになっております。この水質審議会は、経済企画庁の付属機関で、このほかに、公共用水域及び地下水の水質保全に対する基本的事項について調査審議することになっております。

要旨の第二点は、水質汚濁による被害の紛争について、いわゆる和解の仲介制度を規定してあるのであります。これは、公共用水域に排出された水や廃棄物によって水質が汚濁し、被害があつて紛争が起きたときは、当事者が都道府県知事に和解の仲介を求めることができ、都道府県知事は、この場合、第三者的立場にある仲介員により和解の仲介を行わせ得るようになっております。

以上が政府原案の要旨であります。衆議院において修正されております。その要旨は、次の通りであります。

第一点は、経済企画庁長官は、公共用水域の水質についての調査のため基本計画を立案し、水質審議会の議を経てこれを決定し、公表する規定を新たに追加したこと。

第二点は、関係行政機関の水質基準の尊重義務を追加したこと。

第三点は、仲介員の指定について紛争の申し立てが二以上の都道府県知事になされた場合、これら知事は、協議して仲介員を指定することができる場合を追加したこと。

第四点は、指定水域の指定要件中「おそれの高いもの」とあるを「おそれのあるもの」と改めたこと。

次に、工場排水等の規制に関する法律案について申し上げます。

前に述べました水質保全法案による水質基準の適用を受けますものといたしましては、鉱山、下水道、水洗炭業等があるものであります。これらについては、それぞれ汚濁水に対する規制法律がすでにあるのであります。ところが、各省所管の工場や事業場等の法文でいわゆる製造業等に対して今まで何ら規制していなかったため、今回これを規制しようとするため、この工場排水等の規制に関する法律案が提案されたのであります。この法案の要旨は次の通りであります。

第一は、製造業等の用に供する生産施設のうち、汚水等を生ずるものを、政令で特定施設として指定し、および特定施設を設置している者が、指定水域に工場排水等を排出しようとするときは、この特定施設を設置したときは変更については届出を要し、その使用方法ないしは汚水等の処理方法の変更

を行う場合にも、事前に主務大臣にその計画を届け出ることとしたしております。主務大臣は、その届出を検討した末、問題があれば、汚水等の処理方法の計画の変更や、特定施設に対する計画の変更とか廃止とかを命じ得ることとしたのであります。なお、新たに指定水域が定まった場合とか、新たに特定施設が定まった場合等においては、既存の特定施設について経過措置としての届出をさせることとしております。

第二には、現に指定水域に排出されている工場排水等がその水域の水質基準に適合していないときは、主務大臣は、汚水等の処理方法の改善、特定施設の一時的停止その他必要な措置を命令できるようにしてあります。

第三には、特定施設を設置するものに対しては、汚水処理施設に対する固定資産税を免除するとともに、国として、汚水処理施設に対し、資金の確保や技術的な助言その他の援助に努めること等の助成措置を講じておるのであります。なお、このため、三十四年度一般会計予算に十一億円、開銀融資五億円を要求中であります。

この法案にも、衆議院において修正がなされましたが、その内容は、前の水質保全法案の修正に伴う字向上のものでありまして、

以上が二法案の概要であります。この審議に当りましては、農林水産、建設の両委員会と連合審査会を開くとともに、関係各省の大臣または政府委員の出席を求め、いろいろな立場から熱心に検討したのであります。その審査の詳細については会議録に譲りまします。論議の中心となりましたおもなる項目のみを申し上げますと、

第一は、水質基準をどういうように、またどのように定めるのかという、具体的な設定方針の問題であります。これにつきましては、個々の事業場に対する許容限度とその水域における水質基準の関係、指定水域の定め方、さらには賠償の問題等にも波及して、活発な質疑応答が展開されたのであります。

第二は、水質保全に関する行政の一元化の問題でありまして、特に水質に関する試験研究をいかに整備充実するかという点であります。

第三は、和解の仲介制度については、ホスの介入などがあつて、公平妥当な運営が行われない懸念があるので、ないかという点であります。

第四は、船舶の廃油に対する規制をいかにするかという点で、これはおもに農林水産委員の方から問題が提起されたのであります。

第五は、いわゆる除害施設や下水道に対する国の財政金融あるいは税制上の援助が十分かどうかの点であります。これについては、特に大蔵省より、現在要求中の予算に対しては、極力趣旨に沿うよう努力するとの見解が披露されたのであります。

以上のほか、二法案全般にわたり、熱心な質疑応答のあつたことを申し添えておきます。

このようにいたしました質疑を終了し、二法案一括して討論に入りましたところ、まず栗山委員より、日本社会党を代表して、「公共用水域の水質の保全に関する法律案」に附帯決議を付し、両法案に賛成すると発言がありました。附帯決議案を朗読いたします。

政府は本法施行に当り、次の諸点に、特段の努力をなすべきである。

一、水質に関する科学的試験研究機関を整備充実すると共に、必要に応じ、一元的試験研究機関を設立し、もつて水質保全の万全を期すること。

二、水質汚濁防止の実効を期するため、除害施設、下水道等に関し、財政、金融並びに税制上の諸措置を強力に講ずること。

三、地下水の汚濁防止について更に検討を加え、適切なる措置をとること。

四、船舶の廃油等による水質汚濁についても、その防止に遺憾なきを期すること。

以上にあります。さらに栗山委員は、「法律の実効を期するためには、予算措置に十分なる配慮を払ふこと。水質基準を定めるに際しては、慎重にかつ科学的な態度で処すること。汚濁水規制の実施法については、その運用に当り、各省間の縄張り争いにならぬよう総合的な調整をはかり、日本の淡水対策の円滑なる運営を期待して賛成する」と発言されたのであります。

次いで上原委員より、自由民主党を代表して、「水質の汚濁防止が、私企業に負担のみに期待することなく、国の強力な援助の上に行ふ」という覚悟をもつて両法案を運用されたい」と意見を述べ、両法案及び栗山委員提出の附帯決議案に賛成されました。次に、無所属クラブを代表して大竹委員より、「従来、水質汚濁問題を都道府県の処理にゆだねてきたのを、国

の間題として取り上げたところに意義を認めるが、この際、企業者にいたすらに畏怖の念を起させねよう法律の運用に当るべきである。さらに、屎尿処理については、下水道の整備を十分はかるべきことを要望して賛成する」との発言があり、両法案及び栗山委員提出の附帯決議案に賛成されたのであります。

以上で討論を終り、採決いたしましたところ、両法案とも、それぞれ全会一致をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。次いで、栗山委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、これも同じく全会一致をもって委員会の決議とすることに決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)  
 ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもって可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
 午前十一時五十四分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第二 公共用水域の水質の保全に関する法律案

一、日程第三 工場排水等の規制に関する法律案

出席者は左の通り。

議長	松野 鶴平君
副議長	平井 太郎君
議員	松野 孝一君 佐藤 尚武君 手島 栄君 中野 文門君 岸 良一君 迫水 久常君 松岡 平市君 田中 啓一君 野田 俊作君 青山 正一君 豊田 雅孝君 杉山 昌作君 田村 文吉君 村上 義一君 一松 定吉君 左藤 義詮君 鶴見 祐輔君 笹森 順造君 江藤 智君 仲原 善一君 堀本 宜賢君 鈴木 万平君 大谷藤之助君 稲浦 鹿蔵君 前田佳都男君 酒井 利雄君 三木與吉郎君 雨森 常夫君 小西 英雄君 館 哲二君 山本 米治君 田中 茂穂君 有馬 英二君 大谷 榮潤君 吉米地英俊君 井上 清一君 小林 武治君 斎藤 昇君 小山邦太郎君 木暮武太夫君 石坂 豊一君 廣瀬 久忠君 植竹 春彦君 草葉 隆圓君 安井 謙君 黒川 武雄君 小林 英三君 重宗 雄三君 野村吉三郎君 松村 秀逸君 石井 桂君 佐藤清一郎君 柴田 栄君 大沢 雄一君 平島 敏夫君 重政 庸徳君 西岡 ハル君 土田国太郎君 宮田 重文君 三浦 義男君 高野 一夫君 古池 信三君 関根 久藏君 秋山俊一郎君 伊能繁次郎君 石原幹市郎君 高橋進太郎君 杉原 荒太君 吉野 信次君 郡 祐一君

津島 壽一君 木村篤太郎君	青木 一男君 泉山 三六君
佐野 廣君 高橋 衛君	小柳 勇君 鈴木 強君
相澤 重明君 大河原 次君	平林 剛君 横川 正市君
成瀬 橋治君 大倉 精一君	矢嶋 三義君 小笠原三三男君
小林 孝平君 藤原 道子君	加藤シヅエ君 棚橋 小虎君
栗山 良夫君 中村 正雄君	市川 房枝君 八木 幸吉君
安部 清美君 北村 暢君	北條 篤八君 千田 正君
光村 甚助君 秋山 長造君	田畑 金光君 永岡 光治君
松澤 兼人君 河合 義一君	阿部 竹松君 島 清君
高田なほ子君 東 隆君	重盛 壽治君 田中 一君
佐多 忠隆君 椿 繁夫君	千葉 信君 内村 清次君
山田 節男君 三木 治朗君	農務大臣 三浦 一雄君
農林大臣 三浦 一雄君	通商産業大臣 高崎達之助君
國務大臣 三木 武夫君	政府委員 三木 武夫君
農林政務次官 高橋 衛君	

〔第二号参照〕

審査報告書  
 一般職の職員の手給に関する法律等の一部を改正する法律案  
 右多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。  
 昭和三十三年十二月十五日  
 内閣委員長 永岡 光治  
 参議院議長松野鶴平殿

要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和三十三年七月十六日付勧告にかんがみ、十二月十五日に支給する国家公務員の期末手当の額を〇・一ヶ月分増額することとし、これに伴い、自衛官の航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額の最高限度を引き上げようとするものであり、その措置は妥当と認める。  
 二、費用  
 本法律施行に伴う経費は、約十一億五千万円であり、既定人件費の節約等によりまかない得る。

明治三十五年第三種郵便物認可  
 三月三十一日

定価 一部 十五円  
 (但し良質紙は二十円)  
 (送料別)  
 発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
 大蔵省印刷局  
 電話九段四三三―一(営業時間)